

令和5年度社会福祉法人橘風会 事業計画（案）

【 理 念 】

親孝行

親孝行の真心をご家族と共有し思いやりの支援を提供します。

私たちは笑顔で喜んでもらえることを最高の幸せと感じ、誠心誠意つくします。

私たちは高齢者介護を通して地域貢献に努めます。

I 総務部事業計画

基本方針

1. 職場研修を実施し、自己啓発のノウハウの共有化を図るなど、管理監督者による職場の学習する雰囲気づくりを行うとともに、職員の自律的な能力開発のために、職員一人一人が自分に必要な能力を自覚し、それを身に付けるべく能動的に研修を受講する意識を高めます。
2. 大規模災害が発生した際、優先すべき業務を精査し、早期に業務を再開させるスキームの確立に取り組んでいきます。

令和5年度目標

1. 労働人口減少に伴う、人材不足が年々厳しさを増す中で、安定的な雇用確保の為、外国人労働者の継続採用及びハローワークと連携した雇用確保に努めます。
2. 業務継続計画（BCP）に基づき、国の補助事業を利用した補助電源設備の導入を行い、災害に強い施設作りを行っていきます。
3. 介護機器のICT化を進め、業務負担の軽減をはかり、働きやすい職場環境を形成していきます。

令和5年度法人共通研修

	研 修 名	内 容
4月	諸規程の説明・接遇	諸規程・社会人としてのマナー・処遇改善及び特定処遇改善について
5月	食中毒の予防と蔓延予防	食中毒に対する知識と予防方法
6月	褥瘡の予防	メカニズムと予防方法
8月	身体褥瘡・権利擁護	身体拘束及び褥瘡予防・権利擁護
9月	認知症に関して	認知症の理解
10月	感染対策について	感染症の予防と蔓延予防
11月	身体褥瘡	身体拘束及び褥瘡予防
12月	リスクマネジメント	メカニズムと予防方法

Ⅱ 施設支援部事業計画

1. 施設介護課基本方針

1. 親孝行の視点で利用者の想いに寄り添うケアを提供します。
2. 『ねむの丘ケア方針』に基づいた愛情あるケアを提供します。

各部署の目標

① 生活相談員

- ご利用者、ご家族の想いと願いを汲み取り様式にまとめ、多職種協働により利用者本位のケアを実現し、人生を彩る支援を提供します。

② 介護支援専門員

- 介護過程を理解することでケアプランの重要性を再認識しプランに沿った統一ケアを提供します。

③ 管理栄養士

- 摂食状況やニーズを把握し、個々の身体機能や嗜好に応じた食事を、真心をこめて提供することで、食の楽しみや喜びを感じていただけるよう支援します。

④ 介護

橘組

- 認知症について理解を深め、ご利用者の笑顔に繋がる個別ケアを提供します。

風組

- ご利用者の思いや願いを知り、実現する事で自己肯定感を感じられるケアを提供します。

花組

- ご利用者について深く知り、チームで共有し関わることで個々に合った楽しみや生きがいのある生活を提供します。

月組

- ご利用者一人ひとりの思いや願いを情報シートにまとめ多職種と共有し叶えていくことで笑顔に繋がる支援を提供します。

宙組

- ご利用者の役割と笑顔になるキーワードをみつけ関わることで、自己肯定感を感じられるケアを提供します。

星組

- ご利用者の願いや希望をご家族と共有し笑顔に繋がる支援を提供します。

楓組

- ご利用者との関りを通して思いや願いを想像し、笑顔となれる関りを創造し支援します。

桜組

- ご利用者のご家族の「思い・意志」を個別ケアシートにまとめ、関わることで喜びに満ちた生活を支援します。

⑤ 短期入所生活介護

- レクリエーションやリハビリの充実を図り活動的に過ごすことができる支援を提供します。

2. 医務課基本方針

本人・家族の代弁者となり自己決定の支援をします。

目標

- 医療：ご利用者・ご家族の思いを知り、全身状態に合わせた支援を多職種と連携し提供する事で充実した人生と感じられる支援を提供します。

- 機能訓練：日々の生活に喜びや幸せが感じられるように、多職種と連携し生活機能の維持向上が図れる様に訓練を行います。

委員会の目標

- ① リスクマネジメント委員会
 - リスクへの気づきの意識を高め、統一したケアを行うことで事故防止に努めます。
- ② 資質向上委員会
 - 理念及び基本方針を共有し、職員がやりがい・向上心を持ってケアにあたり、質の向上や業務の改善ができる。
- ③ 食事改善・食中毒対策委員会
 - アセスメントシートを活用し利用者の咀嚼嚥下機能を評価するとともに、口腔衛生の向上に努め、口から食べる楽しみと喜びの継続を支援します。
- ④ 感染症対策委員会
 - 標準予防策、感染症発生時の対応策をまとめ周知徹底を図り誰もが適切な感染予防行動がとれ感染症拡大を防ぐことができる。
- ⑤ 排泄委員会
 - 多職種連携で、個別に合った排泄物品の選定や排便コントロールを実施し、心地よく生活出来るよう支援します。
- ⑥ 身体拘束・虐待防止委員会
 - 身体：利用者本位のケアを実現する為に、拘束や抑圧を予防しその人らしい日常生活を支援します。
 - 虐待：高齢者の人権擁護への理解を深め、ご利用者の尊厳保持と利用者本位の支援を提供します。
- ⑦ 褥瘡委員会
 - 褥瘡について理解を深め適切な物品の利用と管理を行いご利用者ごとに適切なケアを行うことで褥瘡を予防するケアを提供します。
- ⑧ 広報委員会
 - 広報誌、ブログ、ホームページを通して、福祉関係者及び学生等にも当法人を知っていただけるよう、広い範囲での発信を行います。

研修の目標

- ① ケア方針研修(食事)
 - 摂食嚥下のメカニズムを理解し安全に美味しく食事をしていただけるケアを提供します。
- ② ケア方針研修(排泄)
 - 排泄物品の適正使用及び清潔保持について理解を深め心地よいケアを提供します。
- ③ ケア方針研修(移動・移乗)
 - 移動移乗介助におけるリスクを理解し心地よいケアを提供します。
- ④ ケア方針研修(入浴)
 - 演習を通して入浴介助の技術を習得し安全で心地よい入浴ケアを提供します。
- ⑤ ターミナルケア研修
 - 生きるはりあいをもって日々過ごすことができ、人生を豊かにする支援を提供します。
- ⑥ 認知症ケア研修
 - 認知症ケアの基本を理解し相手の気持ちに寄り添ったケアができる。
- ⑦ 人材育成研修
 - 法人理念を踏まえ、施設の目的を理解し、利用者が望むケアを創造できる人材を育成し質の高いケアを提供します。

Ⅲ 在宅課事業計画（案）

1.在宅介護課基本方針

高齢者の皆様が住み慣れた地域社会において、自分らしく笑顔で暮らせるよう親孝行の理念をもって支援する。

1. 人生の大先輩である高齢者の皆様の尊厳を守りながら真心を込めて支援する。
2. ご利用者の皆様に愛され、ご家族の皆様に信頼されるサービスを提供する。

【各事業所の目標】

（居宅介護支援事業所）

一度しかない人生を、ご本人・ご家族が後悔なく送れるように、自らの専門性を磨き、精一杯お手伝いさせていただく

事業内容

- ① 介護保険の要介護認定申請代行
- ② 福祉用具購入及び住宅改修等の申請代行
- ③ アセスメント及び居宅サービス計画作成
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ モニタリング訪問
- ⑥ 各事業者提供票作成
- ⑦ 介護給付費の請求業務
- ⑧ 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の受託
- ⑨ 地域包括支援センターとの連絡調整

（デイサービスセンター虹の家）

ご利用者の要望に耳を傾け、ご利用者がご利用者らしく住み慣れた地域での生活が送れるよう、機能訓練や認知症予防、余暇活動を通じて心身機能の維持・向上に努めます。

職員教育として研修機会を充実させ、職員の知識・技術の研鑽に努め資質向上に繋げ、ご利用者の満足度の充足を図ります。

事業内容

- 定員 30名
通常規模型
- 事業の種類

通所介護 要介護1～5

日常生活支援総合事業

- 開館日 月曜日～土曜日
- 休館日 日曜日及び12月31日～1月3日まで
- サービス提供時間 9時15分～16時30分

令和5年度 行事計画

通所介護事業所

	行事内容		行事内容
4月	お花見	10月	運動会(消防訓練)
5月	端午の節句(消防訓練)	11月	芋煮会
6月	一日喫茶	12月	クリスマス会
7月	農休み・七夕	1月	新年会・餅つき
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会・十五夜	3月	ひな祭り

各月誕生会・カレンダー作成・創作レクの実施

(第二デイサービスセンター虹の家)

- ・ご利用者が自立した生活を送る為ニーズに応じた機能訓練の実施や余暇活動による社会参加の場を提供し、住み慣れた地域での継続した暮らしを支援します。
- ・職員教育として研修機会を充実させ、職員の知識・技術の研鑽に努め資質向上に繋げ、ご利用者の満足度の充足を図ります。

事業内容

- 定員 24名
通常規模
- 事業の種類
通所介護 要介護度1～5
日常生活支援総合事業
- 開館日 月曜～土曜日
- 休館日 日曜及び12月31日～1月3日まで
- サービス提供時間 9時15分～16時30分

	行事内容		行事内容
4月	花見	10月	運動会・ハロウィン (消防訓練)
5月	端午の節句・母の日 (消防訓練)	11月	収穫祭
6月	父の日	12月	クリスマス会
7月	夏祭り	1月	新年会
8月	七夕祭り	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

各月誕生会・カレンダー作成・創作レクの実施

(渋川市北橋地域包括支援センター)

事業目的

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること（介護保険法第115条の46）」を基本目的とし、以下の4点を主な視点として事業を実施します。

- ① 総合性 高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活継続のための必要な支援につなげます。
- ② 包括性 介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支えあいなど多様な社会資源を有機的に結びつけます。
- ③ 継続性 高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスが継続的に利用できるよう必要な支援を行います。
- ④ 予防性 地域ニーズを踏まえ、高齢者が自立した日常生活を送るため適切なケアマネジメントを実施し介護予防の取り組みを行います。

運営方針(事業目標)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、高齢者本人や家族、地域住民などから受けた相談を把握し、関係機関と連携して解決に努め、地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点としての機能強化を目指します。

事業内容

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

(2) 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、問題を抱えたまま生活している場合、このような高齢者のために実態を把握した上で「権利擁護」の視点に基づいて、権利侵害の予防や侵害を受けている方への対応を行っていきます。必要に応じて適切なサービスが利用できるように支援し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などが活用できるように支援していきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種間相互に連携を取り合い、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように努め、本人が自立できることを基本目標とし、サロンへの参加及び介護教室を開催し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高められるように支援します。